

第百十六回国会 農林水産委員会 議院 議 議 録 第 五 号

平成元年十一月三十日(木曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 近藤 元次君

理事 笹山 登生君

理事 松田 九郎君

理事 水谷 弘君

理事 逢沢 一郎君

理事 衛藤征士郎君

理事 亀井 善之君

理事 菊池福治郎君

理事 佐藤 敬夫君

理事 武部 勤君

理事 鳩山由紀夫君

理事 村岡 兼造君

理事 保岡 興治君

理事 石橋 大吉君

理事 田中 恒利君

理事 前島 秀行君

理事 玉城 栄一君

理事 神田 厚君

理事 山原健二郎君

出席国務大臣

農林水産大臣 鹿野 道彦君

出席政府委員

農林水産大臣官房長 鶴岡 俊彦君

農林水産省経済局長 塩飽 二郎君

委員外の出席者

農林水産委員会調査室長 青木 敏也君

委員の異動

十一月三十日

第一類第八号

農林水産委員会議録第五号

平成元年十一月三十日

辞任

衛藤征士郎君

宮里 松正君

宮澤 喜一君

山口 敏夫君

藤原 房雄君

水末 英一君

補欠選任

逢沢 一郎君

佐藤 敬夫君

小川 元君

亀井 善之君

有島 重武君

神田 厚君

同日

補欠選任

衛藤征士郎君

宮澤 喜一君

山口 敏夫君

宮里 松正君

藤原 房雄君

水末 英一君

有島 重武君

神田 厚君

本日の会議に付した案件

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十四回国会閣法第六九号)

○近藤委員長 これより会議を開きます。

第百十四回国会、内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案については、既に質疑の申し出もありませんので、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○近藤委員長 この際、本案に対し、笹山登生君外三名から修正案が提出されております。

修正案の提出者から趣旨の説明を求めます。笹山登生君。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○笹山委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表して、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付いたしましたとおりでございます。

その案文の朗読は省略いたしましたして、以下修正の骨子を申し上げます。

修正事項は、
一 在職支給の年金の支給割合について、原案の五段階を七段階(二割、三割、四割、五割、六割、七割、八割)に改めること。
二 平成元年度における物価スライドの特例に関する規定を削ること。
三 原案において「平成元年十月一日」と定められている施行期日を「公布の日」に改めるとともに、年金の支給期月の改定に関する規定の施行期日を「平成二年二月一日」に改めること。
四 標準給与の再評価、定額単価の引き上げ等の給付の改善については、これを平成元年四月一日に遡及して適用すること。
五 標準給与の等級の上限の引き上げ、在職支給の年金の支給割合の変更については、これをこの法律の施行の日の属する月の初日から

適用すること。
六 その他所要の規定の整備を行うこと。
以上であります。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○近藤委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見があれば発言を許します。鹿野農林水産大臣。

○鹿野国務大臣 ただいまの修正案につきましては、政府といたしましてはやむを得ないものと考えます。御可決された場合には、その趣旨を体し、農林漁業団体職員共済組合制度の適切な運用に一層努力してまいりたい所存であります。

○近藤委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入りますのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

第百十四回国会、内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、笹山登生君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立総員。よって、本案は修正議

決すべきものと決しました。

○近藤委員長 この際、本案に対し、柳沢伯夫君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。石橋大吉君。

○石橋(大)委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表して、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、高齢化社会の到来、産業構造・就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応し、今後とも公的年金制度のあり方を見直し、制度の拡充・強化に努めるとともに、本制度の長期的安定を確保するため、左記事項に十分留意し、制度運営に万全を期すべきである。

記

一 公的年金制度の一元化については、その改革の方向をできるだけ早期に明らかにすること。

二 本制度については、公的年金制度としての整合性ある発展を期するため、他の公的年金制度の改善にあわせ、今後とも拡充強化を図ること。

また、本制度の改善に当たっては、農林漁業団体の育成及び団体職員の人材確保を図るという本制度のねらいが損なわれることのないよう留意すること。

三 本制度の健全な運営を図るため、国庫補助額の確保を図ること。

四 本制度の長期的安定に資するため、所要財

源の確保に努めること。

なお、掛金率の設定に当たっては、世代間の公平性を確保し、あわせて急激な負担増を伴わないよう配慮すること。

五 本制度の余裕金運用については、今回の制度改正の趣旨を踏まえ、安全面に十分留意して適切な運用に努めるよう指導すること。

六 本制度の年金の支給開始年齢については、他の共済年金制度の動向を見極めるとともに、農林漁業団体の定年延長や高齢者雇用の推進等雇用環境の整備にも配慮し、適切に対処すること。

七 農産物の自由化、金融の自由化等農林漁業をめぐる厳しい諸情勢に対処し、本制度に加入している農林漁業団体の経営基盤の安定強化に努めるよう適切な指導を行うこと。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のことと思っておりますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○近藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

柳沢伯夫君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立多数。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。鹿野農林水産大臣。

○鹿野國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の趣旨を尊重いたしましたして十分検討の上善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○近藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○近藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時八分散会

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち農林漁業団体職員共済組合法第三十八条の二第一項ただし書の改正規定及び同法第四十五条の三第一項の改正規定中「百分の六十五、百分の五十、百分の三十五」を「百分の七十、百分の六十、百分の五十、百分の四十、百分の三十」に改める。

第二条のうち農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律附則第四十八条第一項の改正規定中「百分の三十五、百分の五十、百分の六十五」を「百分の三十、百分の四十、百分の五十、百分の六十、百分の七十」に改める。

第三条を削る。

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条中「平成元年十月一日」を「公布の日」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、第一条中農林漁業団体職員共済組合法第二十三条第四項の改正規定は、平成二年一

月一日から施行する。

附則第一条に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)

第十九条の三第一項、第三十八条第二項、第四十二条第三項及び第四項、第四十三条第二項、第四十七条第三項、第四十八条、附則第八

条第一項並びに附則第十八条の規定並びに第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「改正後の昭和六十年改正法」という。)

附則第八條、附則第十五條、附則第二十六條、附則第三十條第一項、附則第三十四條第一項、附則第三十五條第一項及び第二項、附則第三十八

條、附則第四十一條第一項、附則第四十五條第一項並びに附則別表第四の規定 平成元年四月一日

二 改正後の法第二十條第一項、第三十八條の二第一項及び第四十五條の三第一項の規定、改正後の昭和六十年改正法附則第四十八條第一項の規定並びに次条の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の

初日

附則第二条第一項中「平成元年十月一日」を「施行日の属する月の初日」に改め、「有する者」の下に「(同日の属する月から標準給与が改定されるべき者を除く。)」を加え、「第一条の規定による改正

前の農林漁業団体職員共済組合法第二十條第六項の規定により同年七月から九月までのいずれかの月から標準給与が定められた者又は同条第八項の規定により同年八月若しくは九月から標準給与が改定された者であつて、同月」を「同月の前月」に

改定された者による改正後の農林漁業団体職員共済組合法を「改正後の法」に改め、同条第二項中「平成元年十月」を「施行日の属する月」に改め

る。

附則第三条中「平成元年九月分」を「平成元年三

月分」に改める。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、平成元年度において六億四千百万円の見込みである。

平成元年十二月四日印刷

平成元年十二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局